

## 警視庁・暴走「職務質問」

### 深夜のウォーキング中に犯罪者にされた大学研究者の場合

(東京地方裁判所平成 22 年 (ワ) 第 47820 号事件)

#### 1. 事件の概要

事件は 2008 年の 6 月 26 日の未明に起きました。海外出張から帰国した直後で時差ボケをしていた私は、深夜、大学の研究室を出て、歩いて自宅に帰る途中でした。

東京都北区の国道 17 号線の歩道を歩いていたところ、前方にパトカーが停車しているのを見かけました。パトカーの前には普通乗用車が停まっていた。私はその横を通り過ぎようとした時に 1 人の警察官から呼び止められ、直後、更に 2 人の警察官が近寄って来ました。そして唐突に「鞆の中を見せろ」と言いました。質問ではなく、命令でした。私は、警察官の横柄な態度に驚きましたが、特に隠し持っている物がある訳ではなかったので、拒否しない方がすぐに終わると思い、自らバッグを開け、中をすべて見せました。警察官が「何か刃物は持っていないか」と言いました。災害時用にマルチツールをバッグに入れていたので、私はバッグの奥からそれを取り出し、「アーミーナイフがあります」と言って警察官らに見せました。その途端、警察官らの態度が豹変し、「何でこんなもの持ってるんだ！」と 3 人がかりで私を怒鳴り付けました。

このマルチツールはビクトリノックス社製のスタンダード・スパルタンという製品でした。マルチツールとしては小型で手頃なものであり、ごく普通に市販されている日用品です。私は、東京で大地震などの災害があった場合に備えて、このマルチツールをバッグの中に常備していました。

私は、突然、警察官らから怒鳴り付けられ、呆気にとられました。これまでマルチツールを持っていることで誰からも咎められたことはなかったですし、その所持が法律に触れるとは考えていませんでした。警察官らは「軽犯罪法違反だ！」と言いました。「刃物が付いた物を持っているだけで軽犯罪法違反だ」と言うのです。私がマルチツールを所持している理由を説明しようとしても一切聞こうとしませんでした。

私が知っている警察官のイメージとは掛け離れた、とんでもない警察官たちでした。私はこういう警察官は例外中の例外に違いないと思い、後日、警察署や然るべき行政機関に抗議連絡するつもりで、「名前を教えてください」と言いました。しかし、警察官は誰も名前を言いませんでした。

「名前を教えてください」「いや、教える必要はない」としばし押し問答した後、リーダー格の警察官が突然ニヤリとし、「名前を教えてやるから、代わりに警察署に任意同行して貰う」と言いました。

「任意同行」という言葉を聞いて大変驚きました。何も悪いことはしていないと考えていた私は、自分が警察官に犯罪者として扱われることが信じられませんでした。このまま警察署に行ったらどうなるのか、と想像すると、警察署へ同行することをためらいました。しかし、警察官らの同行要求は執拗でした。すると警察官の1人が「ボディチェックをさせろ」と言いました。私は、もちろん身体を触られることは嫌でした。しかし、応じて何もしなければ解放して貰えるはずだと考えて、すがる思いで応じました。何も不審物は出ませんでした。ところが、それでも私は解放して貰えませんでした。

警察官らの同行要求は続きました。いくら断わっても、解放してくれませんでした。結局、私は同行に応じざるを得ませんでした。断わるか応じるかの自由は全くありませんでした。警察署に向かうパトカーの中で、私は、これは何かの間違いであり、警察署で事情を話せば、私への疑いは晴れる、と考えて、自分を落ち着かせました。最初、巢鴨警察署に行くと言われ、パトカーに乗せられたのですが、巢鴨署には行かず、あっちこっち走り回った挙句、結局、目白警察署に連れて行かれました。

目白署に隣接する建物に入らされ、私は1階フロアにある机の椅子に座らされました。その途端、待ち構えていた警察官3人が私に殺到して来て、3人がかりで私を頭上から大声で怒鳴り付けました。理性的に対応してくれる警察官はひとりもいませんでした。私は、警察官は私の弁明など聞く気がないのだと悟り、警察の言う通りにしないと3日間ぐらい警察署に拘留されるのではないかと、という考えに至りました。以後、私は警察官になるべく逆らわないようにし、私に対する取調べは警察官のペースで進みました。

その“取調べ”の際、目白署の警察官は、私に住所・氏名・職業・家族構成などについて質問しましたが、マルチツールの所持理由や、なぜ私が深夜に路上を歩いていたかについては一切聞きませんでした。それでいて、一方的に私のことを「クロ!」と決めつけ、私の目の前で勝手に供述調書を書き始めました。私から事情を聞かなくても、私の供述調書を書いてしまうのです。こんないい加減なことが行なわれているとは知りませんでした。そして、出来上がった供述調書に署名指印するよう私に要求しました。私はそれに従わざるを得ませんでした。

その後、マルチツールについて、任意提出書と所有権放棄書を書かされ、全身の姿写真を撮影されました。そして建物を移動し、隣の警察署の建物内で両手の指紋を採られ、顔写真を撮影されました。どれもとても断れるような雰囲気ではありませんでした。また、任意であることの説明は一切ありませんでした。

これらが終わるとパトカーに乗せられ、自宅近くまで連れて行かれ、そこでやっと解放されました。

## 2. 問題点

警察から解放され、家に帰って考えると、自分は何も悪いことはしていないと、改めて

思いました。私は、それまで、一市民として真っ当な生き方をして来たつもりです。私が犯罪を犯したなど、あり得ないことだと思いました。

事件の最中、私は、何故マルチツールを携帯してはいけないのかと、警察官に何度か聞きましたが、警察官らはただ「常識です！」という言葉を繰り返すだけであり、軽犯罪法のこの条文にこのように抵触するのだという説明は一切ありませんでした。

職務質問時、私は警察署への任意同行を要求されましたが、なぜ警察署に行かなければならないのか、警察署で何をするのかという説明は、警察官らから一切ありませんでした。ただ「(警察署に行けば) すぐに終わる」とだけ言われました。

それに“任意同行”と言いながらも事実上の強制でした。それでも私は、警察署でこの違法な職務質問についてよく事情を話せば、私への疑いは晴れ、すぐに解放して貰えると考えました。その時、私は異常さを感じながらも警察組織を信頼し、警察署への同行に応じたのです。しかし、警察署に着くと、今度はそこにいた警察官らに、有無も言わず怒鳴り付けられ、理由も無く犯罪者扱いにされ、私の言い分は一切聞いて貰えませんでした。

路上から訳も分からず警察署に連行されて来た市民が、警察署という密室の中、場合によっては怒鳴り付ける警察官らに囲まれて、たった1人で抵抗できる訳がありません。このような状況で、何の悪意も無く、そして法律的な知識もない一般的市民が、供述調書の署名の拒否や、指紋採取および顔写真撮影を拒否することはとても出来ないと思います。

これは警視庁による人権侵害だと、私は思いました。

事件の翌日、私は、東京弁護士会の法律相談センターに行き、弁護士さんにこの事件について相談に乗って頂きました。その弁護士さんは「あなたは軽犯罪法に違反していない。もし起訴されたら、そのとき考えましょう」と言われました。しかし、警察官が私に行ったことの人権侵害性については、関心がないようでした。その時は、弁護士でも問題にしないのか、と思いましたが、内心は納得できませんでした。

### 3. 裁判を起こすことにした考え

それ以来、私はこの事件のことで悩み続けました。私は何も悪いことはしていない。しかし私は、警察から、恫喝まがいに、供述調書を取られ、顔写真や指紋も採取され、犯罪者の烙印を押されてしまった。事情が事情だけに、私の悩みを人に相談することも憚れてしまいます。一人で悩むしかありませんでした。

インターネットで検索してみると、私と同じ経験をした人が大勢いることを知りました。その人たちも皆、悩んでいることを知りました。このまま、警視庁による人権侵害を放置しておくことは出来ない、一生を掛けてでも、いつか裁判などを起こしてこの人権侵害に歯止めをかけなければならない、と考えるようになりました。

そのように悶々とした日々が過ぎる中、事件から2年近く経った昨年5月、転機がやって来ました。警察ネットの弁護士の先生方が「任意捜査における指紋採取・顔写真撮影に

関する電話相談」を実施されたのです。私は早速電話をし、私の経験と心情を先生方に聞いて頂きました。先生方は状況を完全に理解して下さいました。私が全く悪くないことを理解して頂いた上、背景には警察の成果主義があり、このような人権侵害が全国的な事象であることも教えて頂きました。

私が経験したのと同様の事件は、職務質問から始まり警察から解放されるまで、3、4時間で終わるものです。足利事件や布川事件のように十数年間、数十年間、人の人生を狂わせる冤罪事件があり、それに比べて、私の事件は些細なものかもしれません。しかし、このような経験をした人が全国では大勢います。普段、まじめな生き方をしている市民ほど、このように警察から犯罪者の烙印を押されてしまうことは、心に深い傷を負います。私は、警察ネットの先生方の全面的なご支援・ご協力を得て、警察によるこのような人権侵害が繰り返されないよう、今回の訴訟を起すことにしました。

★第3回口頭弁論期日★

2011年6月27日（月）午前11時

東京地方裁判所606号法廷

【内容】

被告の答弁書に対する原告の反論（原告準備書面1）を提出